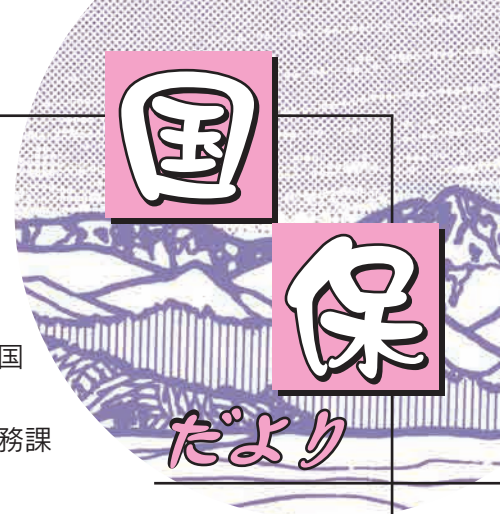




倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や雇止めなどによる離職(特定理由離職者)によって国保へ加入された方には国保税の軽減制度があります

会社の倒産、解雇、雇止め等の理由で離職され、茅野市国民健康保険(以下「国保」)へ加入された方の国民健康保険税(以下「国保税」)が軽減されます。

次の要件に該当する方は、雇用保険受給資格者証をお持ちのうえ、市役所の税務課または高齢者・保険課で申告をしてください。

軽減の対象となる要件

平成22年3月31日以降に離職し、雇用保険の(1)特定受給資格者、または(2)特定理由離職者として求職者給付(基本手当等)を受ける方で、ハローワークより発行された受給資格者証の離職理由が次の表の番号に該当する方。

離職理由	(1)特定受給資格者 (倒産・解雇などによる離職)	(2)特定理由離職者 (雇止めなどによる離職)
受給資格者証の番号	11、12、21、22、31、32	23、33、34

※高年齢受給資格者および特例受給資格者の方は対象となりません。

問い合わせ 税務課 諸税係(内線179)

高齢者・保険課 医療保険・年金係(内線325)

第三者行為による保険診療は、届け出が必要です

交通事故など、第三者による行為が原因でけがや病気になった時の医療費は、原則として加害者が負担するべきものですが、届出をすることにより、国保の被保険者証を使用して医療を受けることができます。

その際には必ず高齢者・保険課の窓口で「第三者行為による傷病届」を提出してください。

この場合の医療費は、一旦、国保で支払いますが、後日、国保から加害者へ医療費の請求を行いますので、まずは国保の窓口にご連絡ください。

国保への届出の前に示談を済ませると、示談後は国保が使用できない場合がありますので、必ず示談をする前に届出をしてください。

詳細につきましては、医療保険・年金係までお問い合わせください。

健康に留意して医療費の節減を！

国民健康保険制度の安定のために、次のことに心がけましょう。

- ・バランスのとれた食事、適度な運動、十分な睡眠に心がけましょう。
- ・特定健診を受けましょう。定期的な健診で健康状態を把握することで、病気の発見・早期治療につながり、重症化を防ぐことで医療費の節減につながります。
- ・かかりつけ医を持ち、気になることがありましたら、まずはかかりつけの医師へ相談しましょう。
- ・紹介状を持たずに最初から大病院を受診すると費用が余計にかかることがあります。
- ・同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう。
- ・薬の飲み合わせによっては、副作用を生じることがあります。お薬手帳を活用し、既に処方されている薬を医師や薬剤師に伝え、飲み合わせに注意しましょう。
- ・緊急でない場合の休日・夜間受診は控えましょう。
- ・長野県小児救急電話相談「#8000」も活用ください。(アナログ回線・IP電話場合は、「☎0263-34-8000」相談日時：午後7時から翌朝8時まで)
- ・ジェネリック医薬品(後発医薬品)は新薬と同一の効果・効能を持った低価格の医薬品ですので、利用しましょう。